

湯之谷会館空調設備機器等保守点検業務委託契約仕様書

湯之谷会館空調設備機器等保守点検業務（以下「本業務」という。）は、本仕様書に基づき行うものとする。

1. 目的

本業務は、湯之谷会館に設置している空調設備及び衛生設備の保守点検業務を実施し、これらの機器を稼働可能な状態に保つことを目的として実施する。

2. 件名

05 魚管委第 14 号 湯之谷会館空調設備機器等保守点検業務委託

3. 履行場所

魚沼市 大沢 地内

4. 履行期間

契約締結の日から令和 6 年 3 月 31 日まで

5. 業務内容

- (1) 点検項目及び点検回数は別紙「湯之谷会館空調設備機器等保守点検項目」のとおりとする。
- (2) 受注者は別紙「湯之谷会館空調設備機器等保守点検項目」を基に業務計画書（日程、作業内容等）を作成し提出すること。
- (3) 保守点検を行った業務について、翌月 10 日までに点検報告書を提出すること。また、業務完了後は完了報告書を提出すること。なお、完了報告書の作成にあたっては、各設備に対して行った点検内容が容易に照合・確認できるよう整理し、取りまとめること。
- (4) 法定点検と定期点検の報告書は、別にまとめること。

6. 提出書類

名称	内 容	提出時期
着手届	業務に着手した日を示したもの	業務開始前
業務計画書	業務ごとの作業日程及び内容を示したもの	業務開始前
点検報告書	作業実施状況及び結果を示したもの (作業写真及び報告書)	業務終了後
完了報告書	各設備に対して行った点検内容及び結果を示したもの	業務完了時
履行届	業務を完了した日を示したもの	業務完了時

7. 故障時の調整

設備機器の故障時には技術者を派遣し調査を行うなど、迅速な対応を行うものとする。

8. 委託料の支払い

業務終了報告及び検査合格後、適法な請求書を受理してから30日以内に支払う。

9. その他

- (1) 本業務の実施にあたり、市業務及び施設利用者に支障を与えないよう実施日等については担当者と協議すること。
- (2) 湯之谷会館特定建築物環境衛生管理業務受託者と連絡を密にすること。
- (3) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者、受注者協議のうえ、決定するものとする。

湯之谷会館空調設備機器等保守点検項目

項目	項目	内容	数量	単位	備考	
空調設備	法定点検	冷却塔	塔体・充填剤洗浄作業・中間洗浄・レジオネラ菌抑制剤取付	1	回	1回/年
			レジオネラ菌検査	1	回	1回/年
	定期点検	冷温水発生機点検	シーズンイン点検 冷暖房切替時 インヒーター補充(適時)	1	式	秋季(冷房→暖房切替時)1回/年 (春季なし) 中間点検 2回/年
		GHPガスヒートポンプ	室外機:保守点検、障害物、異音、振動確認	1	回	YNM140C2シリーズ2台 1回/年
			室内機:室内機点検	1	回	室内機4台 1回/年
			フィルター清掃	2	回	フィルター清掃 2回/年
		フロン漏洩簡易点検	室内外機:外観、腐食、異音他確認	4	回	4回/年
		ファンコイル保守点検	フィルター清掃	2	回	フィルター清掃 96台 2回/年
		全熱交換器保守点検	フィルター清掃	2	回	フィルター清掃 28台 2回/年
		ポンプ類保守点検	冷温水送水・循環系ポンプ点検調整	2	回	シーズンイン(冷房→暖房・暖房→冷房) 2回/年
三方弁グランド点検	点検増締	1	回	1回/年		

項目	項目	内容	数量	単位	備考	
衛生設備	法定点検	水質検査	定期検査項目水質検査(16項目) 一般検査項目水質検査(12項目) 消毒副生成物水質検査(12項目)	1	回	水道法施工規則第55条「管理基準」ビル管理法施工規則第4条「給水に関する衛生上必要な措置等」
			受水槽清掃	1	回	ビル管法 1回/年
			簡易専用水道検査(書類提出検査)	1	回	34条検査
	定期点検	給水設備点検	飲料水貯水槽点検 加圧給水ポンプ点検	2	回	2回/年